

防災を考える日

～ テーマ「避難情報を確認しましょう」～

内容

- 1 今月のテーマ
- 2 避難情報について
- 3 避難勧告などが発令されたら
- 4 適宜適切に避難しましょう

お住まいの地域の避難場所や避難経路など、あらかじめ確認しておき、いざという時の避難行動について、考えておくことが大切です。



気仙沼市総務部危機管理課

988-8501

宮城県気仙沼市八日町1-1-1

電話番号:
0226-22-3402

FAX 番号:
0226-22-1467

電子メール:
kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

今月のテーマ

「防災を考える日」の今月のテーマは、「避難情報を確認しましょう」です。災害発生の可能性が高まり、避難が必要になった場合には、市から避難勧告などの避難情報が発令されます。避難情報が発令された場合の避難行動など、避難する際に必要なことについて、皆さんで話し合ってみましょう。

避難情報について

災害発生の可能性が高まり、避難が必要になった場合には、市から避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。避難情報は、防災行政無線や緊急速報メールなどでお知らせします。

避難勧告などが発令されたら

避難勧告などが発令された場合には、率先して避難を始めましょう。その行動が周りの方の避難を促し、命を救うことにもなります。

	拘束力 弱	中	高
区分	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
発令時の状況	被害の発生する可能性が高まった状況	被害の発生する可能性が明らかに高まった時	被害が発生する可能性が非常に高い状況や発生し始めた状況
行うべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ●避難に時間がかかる要配慮者(高齢者・障害者・乳幼児など)は、避難を始めてください。また、周りの方は支援を始めてください。 ●通常の避難ができる方は、気象情報に注意し、家族との連絡や非常用持出品の用意など、避難の準備を始めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難ができる方は、避難場所などへの避難を始めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の途中の方は、すぐに避難を完了してください。また、避難時間に余裕がない場合や外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階などに避難し屋内で安全を確保してください。
	※今後、国ガイドラインの改定に伴い、行うべき行動などの表現が変更される場合があります。		
	※夜間に避難勧告等を発令する可能性がある場合、明るい時間帯に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する場合があります。		

適宜適切に避難しましょう

市では、さまざまな情報媒体で防災情報を発信していますが、自然災害は自らの判断で避難行動を行うことが原則です。危険と判断した場合は、情報を待たず安全な場所に避難するとともに、普段から家庭内で避難方法や避難場所を確認しておきましょう。